

訴訟対応費用補償特約(標準)

チャブ保険 | 施設所有(管理)者賠償責任保険
請負業者賠償責任保険
生産物賠償責任保険
警備業者賠償責任保険

オプションとして補償することが可能です。

● 補償の内容

この保険契約に適用される特別約款およびこの特別約款に適用される特約で対象となる保険事故によって、他人の身体の障害、財物の損壊が発生したことに起因して、第三者が被保険者に対して損害賠償金の支払いを求める訴訟を裁判所に提起した場合に、被保険者が下記に記載する社会通念上妥当な費用(その額および用途が社会通念上妥当なものに限ります。)を負担することによって被る損害を補償します。

被保険者の役員または使用人の交通費・宿泊費・臨時雇用費用、被保険者の使用人の超過勤務手当、増設コピー機のリース・レンタル費用、被保険者が行う事故の再現実験費用、外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用、事故原因調査費用、意見書・鑑定書作成依頼のために必要な費用、相手方当事者または裁判所に提供する文書作成のために必要な費用、その他これらに類する費用で弊社が認めた費用



日本の裁判所に提起された訴訟に関連して、専門家の意見を踏まえた鑑定書の作成費用が発生した。

● 支払限度額および免責金額(自己負担額)

支払限度額 1事故・保険期間中：1,000万円

免責金額 なし

● 保険金をお支払いしない主な場合

- 施設所有(管理)者賠償責任保険 / 請負業者賠償責任保険 / 生産物賠償責任保険パンフレット、警備業者賠償責任保険チラシ記載の保険金をお支払いできない主な場合

など

*このチラシは訴訟対応費用補償特約(標準)の概要を説明したものです。ご契約にあたっては、必ず施設所有(管理)者賠償責任保険、請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険パンフレット、警備業者賠償責任保険チラシおよび賠償責任保険重要事項説明書をあわせてご覧ください。また、詳しくは賠償責任保険(企業用)普通保険約款・特別約款・特約集をご用意していますので取扱代理店または弊社までご請求ください。ご不明な点につきましては取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

取扱代理店

引受保険会社

Chubb 損害保険株式会社(チャブ保険) P&C 本部
〒141-8679 東京都品川区北品川 6-7-29
ガーデンシティ品川御殿山
TEL 03-6364-7140(代)
www.chubb.com/jp